

交付申請の受付期間を短縮して締め切る場合の対応について

170213_通年

平成 28 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業の交付申請の最終提出期限について、期限を延長し平成 29 年 2 月 28 日<必着> (予定) まで交付申請を受け付けていますが、平成 28 年 12 月 6 日のお知らせのとおり予算の執行状況により交付申請の最終提出期限を短縮する場合があります。

短縮する場合の対応については下記のとおりとなりますのでご注意ください。

1. 実施支援室のホームページに予算の執行状況を掲載します。

平日の 17 時までには実施支援室に到着した交付申請額を集計 (交付申請到着額) し、翌日 (土日の場合は翌月曜日) の午前 11 時頃に、交付申請が可能な額を掲載します。

この情報を参考に交付申請書類を準備してください。

2. 交付申請の最終提出期限までに交付申請到着額が予算額に達した場合の取り扱いは次のとおりとします。

① 達した日の前日 17 時までには到着した交付申請については受付の対象とします。

※達した日が月曜日の場合は、前週の金曜日の 17 時までには到着した交付申請を受付の対象とします。

② ①を受付の対象とした上で、達した日の 17 時までには到着した交付申請については、以下の優先順位で受付の対象とします。

- 1) 認定長期優良住宅型 (事前採択タイプ、通年申請タイプのいずれも対象)
- 2) 提案型 (事前採択タイプ)
- 3) 評価基準型(1)の確定案件 (事前採択タイプ)

※1) ~ 3) の順に優先して交付申請を受け付けますので、1) のみが受付の対象となる場合等があります。

<注意事項>

- ・交付申請が可能な額は事前採択タイプと通年申請タイプを合計した額での判断となりますので、事前採択タイプと通年申請タイプの締め切りの時期は同時となります。ただし、上記 1) ~ 3) に限り期限が異なる場合があります。
- ・土曜日、日曜日、祝日や、平日の 17 時を過ぎて到着した交付申請書類は、次の平日に到着したものとします。
- ・電話やメール等で交付申請書類の到着日や受付の可否についてお問い合わせいただいてもお答えし兼ねます。ご自身で到着日が確認できる方法により交付申請書を送付し、受付の終了日については実施支援室のホームページで確認してください。
- ・受付の対象となった交付申請につきましては、交付申請書受領書の発行または申請書類に関する受付時の連絡まで時間が必要とすることが予想されますのでご了承ください。
- ・交付申請書類に不足書類が有る場合や、記入漏れや誤記入等により、本事業の要件やリフォーム工事の内容等が確認できない場合は、受付期間内に到着したものであっても受付の対象となりません。
- ・実施支援室に直接持ち込まれた交付申請書類はお受け取りできません。
- ・評価基準型(1)等の場合は交付申請に先立って事前審査を行う必要がありますが、交付申請と事前審査を同時に申請することも可能です。
評価室事務局に事前審査依頼書を提出しただけでは、交付申請を提出したことになりませんのでご注意ください。
- ・認定長期優良住宅型は交付申請に先立って所管行政庁への認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・交付申請書類の提出先は、実施支援室です。送付先間違いにご注意ください。実施支援室に到着した交付申請書が受付の対象となります。
- ・受付の対象とならなかった交付申請書類は、原則として返却しません。